

組合 Q & A

相続加入申出時に業法上の事業者としての地位を継承するまでに至っていない相続人の取扱いについて

Q 7月20日、組合員が死亡し、8月13日、相続人の1人がほかの相続人の同意書を添えて、組合へ相続による加入申込書を提出した。

一方、砂利採取法による砂利採取業承継届書については、8月20日頃県の担当係りに相談し、9月2日、県へ届書を提出、9月29日付で県より受理通知書が発送された。

同組合理事長は、相続による加入申込みは、中協法第16条第1項中、組合員たる資格を有する者が定款で定める期間（定款では30日以内）に申出をしたときは組合員になったものとみなされるのであり、本件の場合、同組合としては、その相続人は県に対して砂利採取業承継届書を提出しておらず、かつ、知事からの同届出書の受理通知書も受けていないので、組合員たる資格を有する者に該当しない

として、相続による加入申し込みを認めていない。

この件については、同組合の理事会で加入を認めない旨議決がなされた。

「A」1. 中協法第16条は、特に死亡した組合員の相続人が組合員としての地位を獲得するについて、その手続きに関する例外措置を規定したものである。

すなわち、相続の場合には、組合の承諾、出資の払込といった通常の加入の手続きを踏むことなく、相続人の1人で、組合員たる資格を有する者が、定款記載の期間内に、組合に加入の申出をするだけで組合員となれるものとして、加入の特例を認めている。

2. 「組合員たる資格を有する者」とは第14条におけるように、組合定款の組合員資格規定に該当する事業者をいうが、第16条の相続加入の場合には、加入の特例を認めた同上の主旨から、「死亡した組合員の事業を承継した相続人」について、広く「組合員たる資格を有する者」と解すべきである。

3. 思うに、加入の申出の際に業法上の事業者としての地位を承継するまでに至っていないような場合であっても、近い将来その地位

を承継することが見込まれ、かつ、その地位の承継さえ行われるならば事業を実施できる状態にあるというような場合があり得るからであり、このような場合においては、当該相続人を「組合員たる資格を有する者」と解するのが妥当であると考えられる。

4. また、「加入の申出」とは、死亡した組合員の事業を承継した相続人が、その組合員の属した組合の組合員となることを欲し、組合員たるべきこと意思表示を行うことであり、その申出の方法は、組合員たるべきことを欲する意図がわかるようなものであれば有効であると解される。

5. 以上の事から、死亡した組合員の事業を承継した相続人は、届出時までに業法上の事業者としての地位を承継していなくても、組合員たることを欲する何らかの意思表示を定款記載の期間内に組合に対して行っていれば、第16条の相続加入の要件を満たしているものと思料する。

6. なお、一般に事業者が組合に加入しなければ採取数量の割当が得られず、事実上その営業活動が制限されるような場合においては、組合が正当な理由なく加入を拒否

することは、独禁法上も問題となるので十分留意する必要がある。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】組合の「定款」も「規約」もその制定・改廃は、総会の特別議決事項である。

【第2問】組合の「事業」の内容は、定款の絶対的必要記載事項である。

【第3問】「経費の分担に関する規定」と「使用料及び手数料に関する規定」は定款の絶対的必要記載事項である。

《解答》【第1問】×（定款の制定・改廃は、総会の特別議決事項だが、規約は普通議決でもよい。定款は組合が活動するに際し、組合員相互の関係、組合と組合員の関係等を律し、組合に法人格を与える基本になるものであるから、総会の特別議決事項としている。）【第2問】○【第3問】×（使用料及び手数料に関する規定）は徴収する場合には定款に規定しなければならないが、絶対的必要記載事項ではない。「経費の分担に関する規定」については絶対的必要記載事項なので、徴収する・しない、にかかわらず定款に規定しなければならない。（企業組合等一部の組合には経費の賦課が認められていない）